

食品表示基準の改正について

令和 6 年 2 月
消費者庁食品表示企画課

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の改正のうち、食品表示法（平成 25 年内閣府令第 70 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項及び第 6 項の規定に照らし消費者委員会への諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 内閣府令の条項	法の根拠規定	内閣府令の改正内容
第 2 条第 3 項、第 3 条第 2 項、別表 第 19	法第 4 条第 2 項、第 6 項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 条第 3 項及び別表第 19 で引用している「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」と省令の略称である「乳等省令」の題名改正（「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」、「乳等命令」に改正）に伴うハネの措置 ・第 3 条第 2 項で引用している「厚生労働大臣が定める放射性物質」の題名改正（「内閣総理大臣が定める放射性物質」に改正）に伴うハネの措置

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容に影響するものではなく、形式的な改正であり、したがって、法第 4 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上